

第4章 計画段階配慮事項の選定

1 計画段階配慮事項

計画段階配慮事項は、佐賀県環境影響評価条例に規定する「佐賀県環境影響評価技術指針」（平成11年8月20日佐賀県告示第464号）（以下「指針」という。）別表第1の参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の各段階において抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により重大な影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる事項を配慮事項として大気質及び景観を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表4.1-1に示すとおりである。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素				環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素		
	大気環境						水環境						土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	自然との触れ合いの場の活性化	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	温室効果ガス等	
	大気質			騒音			振動			悪臭			水質										地形及び地質
	硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	大気質に係る有害物質	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水質に係る有害物質	重要な地形及び地質	土壌に係る有害物質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な自然との触れ合いの場の活性化	主要な眺望点及び景観並びに眺望景観	歴史的文化的遺産	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素		
工事の実施	建設機械の稼働																						
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																						
土地又は工作物の存在及び供用	造成等の施工による一時的な影響																						
	地形変化及び施設の存在																						
	排ガス	○	○	○																			
	排水																						
機械等の稼働	機械等の稼働																						
	廃棄物の搬出入																						
廃棄物の発生																							

注：表中の網掛け■は指針に示す参考項目であることを示す。

表中の○は選定した項目であることを示す。

この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

この表において「大気質に係る有害物質」とは、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素を除く。）、塩化水素及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。

この表において「水質に係る有害物質」とは、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。

この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

この表において「土壌に係る有害物質」とは、土壌汚染に係る環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。

この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

2 選定理由または選定しなかった理由

計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由を表 4.2-1 に示す。

工事の実施に関する環境影響について、対象事業実施想定区域は平坦地形であり、現況は旧焼却施設、多目的グラウンド、し尿処理施設などに利用されているほか、空き地となっており、大規模な切土、盛土の発生する造成工事は伴わない。また、このことより、多くの建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行が見込まれないことから、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。一方、対象事業実施区域に隣接して民家等は存在せず、各計画施設案に差が生じないものと考えられることから計画段階配慮事項としては選定しなかった。

なお、ここでの選定は、各計画施設案の比較及び重大な環境影響を生じるおそれの有無を確認する観点において行ったものであり、表 4.2-1 において選定しなかった項目について、方法書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではない。方法書段階では、環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から、再度選定する。

表 4.2-1(1/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項目			選定	選定理由または選定しなかった理由
環境要素の区分		環境要因の区分		
大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	○	計画施設の稼働に伴って、排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、重大な影響を及ぼすおそれがあること、各計画施設案による周辺地域への影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
	窒素酸化物			
	浮遊粒子状物質			
	大気質に係る有害物質			
	窒素酸化物	廃棄物の搬出入	×	廃棄物運搬車両の集中する県道336号線(中原鳥栖線)において昼間12時間交通量は9,941台となっている(p.3-52参照)。これに対して廃棄物運搬車両台数は1日あたり200台前後と予想され、その寄与率は2%程度であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
粉じん等				
騒音	機械等の稼働		×	計画施設は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じることにより、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。一方、対象事業実施区域に隣接して民家等は存在せず、各計画施設案に差が生じるものではないことから、配慮事項に選定しなかった。
	廃棄物の搬出入		×	大気質と同様
振動	機械等の稼働		×	計画施設は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制することから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。一方、対象事業実施区域に隣接して民家等は存在せず、各計画施設案に差が生じるものではないことから、配慮事項に選定しなかった。
	廃棄物の搬出入		×	騒音と同様
悪臭	施設の稼働 (排ガス)		×	排ガスの臭気要因として、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素などの無機ガスがあげられるが、「第2章公害防止基準」(p2-11参照)に示した発生源条件と同等の自主基準まで排出濃度は低下させる計画であり、これに応じて排出口での臭気指数は低減できることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、各計画施設案に差が生じる場合にあっては、大気質(施設の稼働(排ガス))において確認できることにより、配慮事項に選定しなかった。
水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	×	施設からの排水は、クローズド方式(場内再利用)、もしくは適切な処理の後、下水道放流とすることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	水質に係る有害物質			
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	×	対象事業実施想定区域は平坦地形であり、現況は旧焼却施設、多目的グラウンド、し尿処理施設などに利用されているほか、空き地となっている。また、第3章における既存資料調査においても重要な地形及び地質の存在は確認されていない。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	土壌に係る有害物質	施設の稼働 (排ガス)	×	排ガス中のダイオキシン類濃度は、「第2章公害防止基準」(p2-11参照)に示した発生源条件と同等の自主基準まで排出濃度は低下させる計画であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、各計画施設案に差が生じる場合にあっては、大気質(施設の稼働(排ガス))において確認できることから、配慮事項に選定しなかった。

表 4.2-1(2/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由	
環境要素の区分		環境要因の区分			
土地又は工作物の存在及び供用	動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び施設 の存在	×	対象事業実施想定区域は平坦地形であり、現況は旧焼却施設、多目的グラウンド、し尿処理施設などに利用されているほか、空き地となっている。また、第3章において既存資料を調査した結果、重要な種及び注目すべき生息地、重要な種及び群落は確認されず、生態系についても重要な特徴は確認されなかった。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	植物	重要な種及び群落		×	
	生態系	地域を特徴づける生態系		×	
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		地形改変及び施設 の存在	×	対象事業実施区域の南側は宝満川に接するが、これを直接改変することはない。また、最寄りの主要な人と自然との触れ合いの活動の場（筑後川サイクリングロード）までは約1.5kmの距離がある。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設 の存在	○	主要な眺望点における景観が変化し、重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、各計画施設案による影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
	歴史的文化遺産		地形改変及び施設 の存在	×	第3章において既存資料を調査した結果、対象事業実施想定区域に歴史的文化遺産の存在は確認されなかった。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	廃棄物等	廃棄物	廃棄物の発生	×	計画施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、積極的に再利用・再資源化に努めることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。
	温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働 (排ガス)	×	計画施設では発電設備を設置する予定であり、温室効果ガスの排出量削減に寄与できるものであること、各計画施設案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。